

## 九州医療科学大学における公的研究費の使用に関する行動規範

最高管理責任者決定：令和3年11月29日

一部変更：令和6年4月1日

本学で公的研究費の運営・管理に関わる全ての者（以下、構成員という。）は、公的研究費の透明性と公正性を確保し、教育・研究活動の円滑な遂行に努めるため、本学の「公的研究費の不正防止対策の基本方針」を踏まえ、「九州医療科学大学における公的研究費の使用に関する行動規範」を次のとおり定める。

1. 構成員は、公的研究費の使用、運営・管理にあたっては、関連の法令、本学規程等を遵守し、不正な行為を行ってはならない。また、させてはならない。
2. 構成員は、公的研究費の原資が国民の税金であることを認識し、その使用、管理について説明責任を果たす役割を担っていることを自覚する。
3. 構成員は、本学が実施するコンプライアンス教育や啓発活動に参加し、不正根絶に向けた意識の向上と浸透を図る。
4. 構成員は、本学の定める公的研究費使用ルールを理解・把握し、相互に有機的な連携をとるよう努める。
5. 構成員は、研究費の不正使用が疑われる場合は、速やかに通報窓口に通報し、それを放置してはならない。